〇市営住宅手続きにおける個人番号(マイナンバー)の利用について

◇市営住宅における個人番号(マイナンバー)制度のメリット

手続きの際に必要な証明書等の添付が省略できるものもあり、申請者の負担が軽減される。

◇市営住宅の届出においては、原則、個人番号(マイナンバー)の記入が必要 書類提出時は、窓口で個人番号(マイナンバー)確認と本人確認を行います。来 庁される際には、「個人番号カード」又は「通知カード」と「本人確認書類」をお 持ちください。

窓口に来られる方	個人番号(マイナン バー) 確認・記入	本人確認	その他必要なもの
名義人	・名義人及び手続き 対象者の個人番号の 記入 ・名義人の個人番号	名義人の本人確認が 必要	
代理人	の確認が必要(代理 人の場合は写し)	代理人の本人確認が 必要	・任意代理人の場合は 委任状 ・法定代理人の場合は 戸籍謄本や成年後見 の登記事項証明書等

- ◇個人番号(マイナンバー)確認には、下記のいずれかが必要となります。
 - 個人番号カード
 - 通知カード
 - ・個人番号(マイナンバー)が記載された住民票の写し 等
- ◇本人確認には、下記のいずれかが必要となります。
 - 1点でよいもの

個人番号カード、住民基本台帳カード(顔写真あり)、運転免許証、パスポート、 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳(顔写真あり)、療育手帳、在留カード、 特別永住者証明書

・2点以上必要なもの

上記書類をお持ちでない方は、官公署から発行又は発給された書類またはその他 これに類する書類で、個人識別事項(氏名及び生年月日又は住所)の記載があるもの。

例:住民基本台帳カード(顔写真なし)、健康保険証、年金手帳、介護保険被保険 者証等の官公署発行の書類または預金通帳、社員証、学生証 等

◇委任状

- ・市営住宅に関する手続きにおける委任状
- ※市外からの申込みの場合や個々の状況により、書類の追加提出が必要な場合があります。